

東京都北区

マンション劣化診断調査費用助成事業のご案内

マンションの管理組合が、「劣化診断（老朽度判定調査）」を実施する費用の一部を助成します。

マンションの建替え、修繕等について計画するための判断材料として調査をする場合等にご活用ください。

○助成金額

劣化診断（老朽度判定調査）に要した費用の20%（限度額20万円）

※予算の範囲内。

○申請者

北区内にある分譲マンションの管理組合理事長

○対象建物の要件

- ・ 建築後10年以上経過した分譲マンション
 - ・ 延べ床面積の2分の1以上が居住の用に供されていること
- ※なお、前回の申請から10年を経過していないと、次の申請はできません

○助成の対象となる調査範囲

1. 外壁、内壁、天井、床等の住宅本体に関する調査
2. 手すり、扉、階段、配管等の鉄製品に関する調査
3. 屋上または屋根、バルコニー、外部廊下等の防水に関する調査
4. 給水管及び排水管（高架水槽、受水槽等を含む）に関する調査
5. 電気、ガス、通信、エレベーター等の設備に関する調査
6. その他、区長が適当と認める調査 ※事前相談が必要です

《申込先》

東京都北区まちづくり部住宅課住宅政策係

〒114-8508

東京都北区王子本町 1-15-22

北区役所第二庁舎3階⑨番窓口

直通電話 03（3908）9201



○手続きの流れ

① 事前相談



事前に、申請の内容や時期について、区にご相談下さい。

② 対象承認申請



助成承認申請の書類を区へ提出して下さい。

（注意事項）

- ・助成承認申請の受付は、4月～10月です。期間を過ぎると受付できません。また、予算の範囲内で事業を実施しているため、申込状況によっては、早めに締め切ることがございます。
- ・承認前に「契約」「調査実施」した場合は、助成できません。

審査



提出していただいた書類の審査を、区が行います。

【承認決定後】

2～3週間で、区から申請者へ、承認の書類（「マンション劣化診断調査費用助成対象審査結果通知書」（第2号様式））が送付されます。

（注意事項）

- ・必ず、承認後に、劣化診断について契約、実施してください。

契約・実施



劣化診断調査の契約、実施。

③ 交付申請



助成金交付申請の書類を区へ提出して下さい。

（注意事項）

- ・助成対象承認の日と同一年度内の4月～11月に助成金交付申請の受付を行っております。期間内に助成金交付申請の書類の提出がなかった場合は、助成金の交付ができません。

審査



提出していただいた書類の審査を、区が行います。

【交付決定後】

区から申請者へ交付決定の書類（「マンション劣化診断調査費用助成金交付結果通知書」（第7号様式））及び、助成金の受け取り手続きについてのご案内等が送付されます。

振込

審査結果通知後、約3～4週間で、助成金が管理組合理事長名義の口座へ入金されます。

○必要書類

対象承認申請

- (1) 「マンション劣化診断調査費用助成承認申請書」(第1号様式)
- (2) 居住部分の申立書(居住部分以外の店舗等の有無の確認をするための書式です。)
- (3) 管理組合総会議事録のコピー
マンション管理組合総会において、「北区のマンション劣化診断調査費用助成事業」を活用することを議決し、その旨が議事録に掲載されていることが必要です。
- (4) 申請者が理事長であることを確認できる書類のコピー(総会議事録等)
- (5) 劣化診断調査に要する費用が確認できる見積書のコピー
 - ・申請日現在有効なもの。
 - ・発行者の押印が必要です。
 - ・調査項目とその具体的な内容が判る内訳書、図面を添付してください。
- (6) 建築後10年を経過していることが確認できる書類
 - ・検査済証のコピー、建物の全部事項証明書など。

交付申請

- (1) 「マンション劣化診断調査費用助成金交付申請書」(第6号様式)
- (2) 「マンション劣化診断調査費用助成事業報告書」(様式ア)
- (3) 「マンション劣化診断調査費用助成金請求書」(第8号様式)
- (4) 「支払金口座振替依頼書」
- (5) 「マンション劣化診断調査費用助成対象審査結果通知書」(第2号様式)のコピー
- (6) 劣化診断(老朽度判定調査)結果報告書のコピー
 - ・発行日以降6カ月以内のもの。
- (7) 劣化診断(老朽度判定調査)契約書のコピー
- (8) 劣化診断(老朽度判定調査)領収証のコピー

※(1)～(5)については、対象承認申請を区が審査した後に送付されます。

○その他

1. 申請

申請は原則として申請者（理事長）ご本人様が窓口にお越し下さい。やむを得ず代理の方がいらっしゃる場合は、事前にご相談下さい。

2. 変更・取り下げ

承認後の申請内容の変更、申請の取り下げについては、別途届け出が必要です。

3. 助成金の不交付、返還

次の場合、助成金は交付されません。また、既に助成金を受け取った場合は返還していただきます。

- ・関係法令に違反したとき。
- ・虚偽の申し込み等により、助成対象承認決定を受けたとき。
- ・実際に調査を行わないで助成金を受け取ったとき。
- ・不正な行為によって申請を行ったとき。

4. ホームページ

ホームページから申請に必要な書式等のダウンロードができます。

<https://www.city.kita.lg.jp/living/housing/1009217/1009218.html>

